

特記仕様書(案)

1. 適用

本業務は、大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書(平成28年9月)〈令和3年8月1日以降契約分より適用〉」に基づくほか、各特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

なお、詳細については、「大阪市建設局ホームページ〉産業・ビジネス〉入札契約情報〉各局等入札契約情報〉建設局〉入札・契約のお知らせ〉業務委託共通仕様書(平成28年9月)〈令和3年8月1日以降契約分より適用〉」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>

2. 業務目的

社会・経済情勢の変化や新技術に伴い、道路空間に対するニーズが多様化しており、従来の安全かつ円滑な通行の機能に加え、賑わい空間の創出・新たなモビリティの通行に対応した機能が必要になるなど、人中心の空間ニーズが高まっている。

御堂筋では、将来ビジョンに基づき、車から人中心への道路空間を再編し、沿道と路上を一体的に使い、賑わい・憩い空間の創出など、人々が集い多様な活動を繰り広げられるような空間へと再編していく取組みを進めている。

本整備による効果としては、御堂筋だけでなく周辺エリアにおける回遊性の向上とともに、新たな魅力の創出やエリア価値の向上などを想定している。

本業務では、このような整備効果を合理的・客観的に評価する指標を検討し整理するとともに、それぞれの評価指標について、調査方法や評価結果を事業にどのように活用するかを検討するものである。

なお、検討にあたっては、海外の評価指標など、事例を調査・整理をしたうえで実施する。

3. 業務内容

3-1. 海外事例等の調査・整理

整備効果の指標や調査手法の検討にあたり、海外など、先進的に導入もしくは研究されている事例を調査し、整理すること。

3-2. 整備効果の評価指標等の検討

道路事業における整備効果を定量的に評価できる手法としては、国土交通省による「費用便益分析マニュアル」に基づく、「走行時間短縮」、「走行経費減少」、「交通事故減少」の3便益による評価となっており、本整備で想定される効果を定量的に評価する手法は全国的にも確立できていない状況である。

そこで、道路空間の再編事業等において想定される整備効果を合理的・客観的に評価する指標を検討し整理する。また、3-1で調査した事例や研究などを踏まえ、調査結果を定量的に評価するために必要な評価式などを検討する。

なお、検討にあたり現在整備を進めている御堂筋の側道歩行者空間化整備をパイロットケースとして、過年度の調査や今年度予定している交通量(歩行者・自転車・自動車)等調査結果を貸与する。主な調査内容は以下のとおりである。

令和3年度

○交差点交通量調査(下線部交差点は渋滞長及び滞留長調査含む)

24時間:淀屋橋、本町3、船場中央3・久太郎町3、新橋、難波

12時間:梅田新道、梅新東、平野町、阿波座1、西本町、船場中央1・久太郎町1、農人橋、西大橋、四ツ橋、長堀橋、松屋町、幸町1、湊町南、日本橋1、下寺町

○旅行速度調査:新橋交差点から難波交差点間

○道路空間の利活用等に関するアンケート調査

○通行空間や駐輪に関するアンケート調査

○滞留状況の把握やデータ化におけるAIカメラ調査

○歩道内の交通量・ベンチ等の利用状況の把握におけるビデオ調査

○滞留行動(滞留時間、時間帯、属性、行動)の観察調査

○携帯GPSデータ(回遊率14エリア、約1か月)を用いた人流分析

令和4年度(秋の社会実験前・中にて実施予定)

○交差点交通量調査(下線部交差点は渋滞長及び滞留長調査含む)

24時間:本町3、船場中央3・久太郎町3、新橋、難波、

12時間:淀屋橋、梅田新道、梅新東、平野町、阿波座1、西本町、農人橋、西大橋、松屋町、幸町1、下寺町

○旅行速度調査:新橋交差点から難波交差点間、新橋交差点から難波交差点から難波西口交差点間

○道路空間の利活用等に関するアンケート調査

○歩道内の交通量、通行空間、ベンチ等の利用状況の把握におけるビデオ調査

○携帯GPSデータを用いた人流分析

3-3. 評価指標における調査方法の検討

3-2で検討した評価指標を計測するため、調査時期(整備前後など)や調査方法について、効率的・効果的な方法を検討する。

3-4. 他事業(河川・公園など)への評価指標の展開に関する検討

上記の検討結果を踏まえ、評価指標や調査方法について、河川や公園事業における同様の整備効果が想定される事業への活用について整理する。

4. 報告書作成

本業務の検討内容等をとりまとめた報告書を作成すること。作成にあたっては監督職員の承諾をえたうえで、提出するものとする。

5. 打合せ

原則として業務着手時、成果品納入時においては管理技術者が立会うこととする。また、打ち合わせ内容については毎回議事録を作成し、速やかに提出すること。

中間打合せについては5回を計上しているが、監督職員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。ただし、受注者側の理由によるものは設計変更の対象としない。監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。

6. 監督職員

発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。ただし、監督職員の氏名については、当該監督所管から通知するものとし、受注者等には主として、補助監督職員、監督補助者（監督担当職員）が対応する。

7. 配置技術者

各配置技術者（管理技術者、照査技術者）は、本業務委託で実施した公募型プロポーザル方式の際に提出した、技術提案書に記載された人物と同一でなければならない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合は、本市が要求する資料等の提出を行ったうえで、同等以上の技術力を持つ技術者であることとの了解を得なければならない。

8. 照査技術者

照査報告書は、業務委託共通仕様書（I-1-1-1-7）の規定に従い、作成することとする。また、管理技術者は、照査技術者によりとりまとめられた照査報告書を確認し、署名押印のうえ監督職員に提出するものとする。

9. 成果品の提出

- ・各業務に関する成果品の提出については、監督職員の指示に従い、業務完了後、速やかに監督職員に電子メールにて提出し内容の確認を受けることとする。最終の成果品については、報告書2部、電子媒体2部（報告書に格納）を提出すること。なお、電子データの記録媒体はCD-RまたはDVD-Rとする。
- ・電子データについては、本市で対応可能なバージョンであるか事前に監督職員に確認すること。
- ・受注者は、納品すべき成果品が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウイルスが存在していないことを確認しなければならない。なお、ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用するものとする。
- ・電子媒体には、「業務名称」、「作成年月」、「発注者名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」を明記しなければならない。なお、「ウイルスチェックに関する情報」は、使用した「ウイルス対策ソフト名」、「ウイルス定義年月日」、「パターンファイル名」及び「チェック年月日」を明記するものとする。

10. 著作権の譲渡

成果品が、著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に関する著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

なお、本市との協議のうえ、本業務内容を使用し公表することも可能とする。

11. その他

- ・本市設計積算システムの更新に伴い業務実施時及び業務完成時に受注者が提出する書類の一部が追加されたので様式について監督職員の指示に従い作成すること。

＜追加となる様式＞

- ・業務委託料請求内訳書(または中間金請求内訳書)
- ・監督職員が指示した事項については、指定した期間内に成果としてまとめ、報告をすること。他の業務等の理由での業務遅延は認めない。
- ・上記項目やその他の内容について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議を行い、指示を受けること。
- ・本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。